

第9回広陵町自治基本条例推進会議 議事録要旨

■ **開催日時** 令和7年2月6日（木） 15時00分から17時00分まで

■ **開催場所** さわやかホール 4階 大会議室

■ **出席者**

＜委員＞ 13人（欠席2人）

＜オブザーバー＞ 3人

＜町・事務局＞ 4人

地域振興部長、協働のまちづくり推進課 課長、担当者2人

＜運営支援（NPO政策研究所）＞ 2人

＜傍聴者＞ 3人

■ **次第**

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
 - ・計画推進部会での提言案の報告及び意見交換
 - ・条例周知部会での提言案の報告及び意見交換
 - ・提言書（案）について
- 4 その他（今後のスケジュール等）
- 5 閉会

■ **配布資料**

（事前配布資料）

- ・資料1 計画推進部会 提言書（案）について
- ・資料2 条例周知部会 提言書（案）について

- ・資料3 広陵町自治基本条例にかかる提言書（案）について
- ・資料4 広陵町における審議会等の公募状況について
- ・資料5－1 広陵町パブリックコメント手続実施要綱（案）について
- ・資料5－2 広陵町パブリックコメント手続実施要綱（案）について

（当日配付資料）

- ・別紙1 広陵町自治基本条例推進会議 今後のスケジュール（案）について
- ・参考資料 小学校で使用した自治基本条例出前講座の資料

■ 議事内容

1 開会

2 会長あいさつ

今年度、計画推進部会、条例周知部会ともに何回も会議を重ね、一定の成果が出てきていると思う。会議録をいろいろ見返してみると会議内容も緻密で実りのある会議をやっていたんだと改めて感じ、本日は双方の部会の共有する機会となるので楽しみである。私自身計画推進部会に入って議論していたが、条例周知部会の会議録を見ると非常に深い議論をしていたんだと感じている。ここで周辺の自治体の状況について情報提供する。河合町は自治基本条例ができ、NPO政策研究所の力を借りて、また議員もふくめて研修をしているところである。上牧町では条例施行後約10年経過するというので、見直し検討の作業が先般終わったところである。終わった段階での次なるステップアップを考えなければいけないということで今その準備にとりかかっている。王寺町でも自治基本条例を策定する際に依頼をいただいたが、ちょうどその時、広陵町の自治基本条例を私が担当していて二つの自治体を同時に見ることは難しかったため、お断りをしていて、同志社大学の新川達郎さんに助けてもらった。今、5年が経過し、見直しの時期に来ており、見直し検討の作業をしてほしいと仰せつかっているところである。この辺りは奈良でも、先進的な自治基本条例の仕組みができつつある地域だと思う。清水先生も一緒に先駆事例として、生駒市の自治基本条例の見直し検討委員会の作業をしていたがそこで一番集中的に役に立った議論は、条例を改正する必要があるかについてである。結果はこども基本法ができた関係の条文を変更すること以外は一切なく、解説書を変える必要があるかは、要所要所で時代に応じて書き方を変えようということになった。この二つの作業についてはさほど苦労しなかったが、各部局に条例がどのように理解されているか、反映されているのかに関しては、せっかく作っているけれども、形骸化しているところが半数以上見受けられたので、ものすごく時間をかけて対話を重ねた。その結果、自治基本条例が関係ないという課は壊滅され、自治基本条例が関係ない部局は存在しないという原則が確立された。教育委員会や農業委員会、公平委員会など行政委員会は独立していると思込んでおり、よそ事の雰囲気があ

った。条例は団体規範であるから、議会、及び議員、市民行政当局は執行機関である町および行政委員会すべてを拘束し、全部を覆いかぶさる規範であることを学習し直してもらった。このような話をするのは少し気が早い気がするが、今やっている作業を手戻りすることなく、もっと着実に進めていき、どのようにしていくべきか議論していった2つの部会だと思う。先発自治体が後戻りを少ししたところ、また足踏みしていたところがある中、はるかに乗り越えていったのが、広陵町だと思いきい嬉しく思う。

3 議事

・計画推進部会での提言案の報告及び意見交換

※事務局及び部会代表者より資料に沿って説明。資料5に関しては案が2つあるのでこの場で審議していただく。主な意見、質疑応答に関しては以下のとおり。

＜質疑応答＞

【A委員】

資料5について補足がある。広陵町のパブコメ要綱が統一的に定められていないことと、統一的なものがないだけでなく各部局まちまちに実施されていることもあるので、提言書案については現状各部局によってバラバラであることを明記した方がいいのではないかと。資料5については、部会では趣旨ということとでさらっとなっていたが、趣旨ではなく、もうすこし丁寧に広陵町31条に基づく以降資料5-2のように目的を書いた方がいいと思う。第2条(2)の工については、(2)のアだけでなく、公の施設の建設に係る基本的な計画についてもパブリックコメントがあった方がいいのではとと思っていたところ、たまたま県の実施手順をみると書いてあったので、明示した方がいいと思い、部会後事務局へ相談しにいった。

【会長】

計画推進部会の意見としては資料5-2ということでもいいのか。事務局の判断はどうなのか。

【事務局】

前回の部会では5-1でまとめさせたもらったが、ここでA委員の意見を入れた5-2を提示しているので、この場でどちらにするのか審議いただきたい。

【会長】

資料5-2の目的には広陵町自治基本条例31条に基づくが抜けているがどういう理由があるのか。

【A委員】

事務局には広陵町自治基本条例31条に基づくを入れたのをもっていつている。

【事務局】

こちらのミスで抜けてしまっている。修正の際に入れ直す。

【会長】

この資料５に関しては法務担当のフィルタリングは経ているのか。

【事務局】

１２月の部会後に資料５－１のたたき台を作った時には法務担当と協議をしている。その協議では、第１条の目的は条例に記載されているので、改めて第１条で目的に戻るのはいかがでしょうかと意見があり、５－１の趣旨のとおりでいいのではということであった。資料５－１、５－２は要綱案なので、今後、法制のチェックが入り変わる可能性があることを理解していただいたうえで、推進会議の意見としてはどちらを採用してもいいと思う。

【会長】

こちら側が出しているのは原案であるので、それについて法制のフィルタリングをする中で、一定の文言の加筆修正があることは想定したうえで了解するということがいいか。

【Ａ委員】

私は、条例第３１条はさらっと書いてあって、自治基本条例自身のもつものが書かれていないので、条例第３１条に基づくだけではわからない、もっと丁寧に書くべきだと思うので入れていただきたい。

【会長】

資料５－２のこの要綱の後に、広陵町自治基本条例第３１条に基づくを挿入するということだけの意見でいいか。

【Ｂ委員】

パブリックコメントに関する規定は３１条に基づいているだけではなく、その前の第４章を受けて３１条の実施方法として定めている。参加、参画と協働の１１条、１２条等の規定を踏まえたうえで３１条があるため、基本的な解釈は３１条だけで書かれて思うのでパブリックコメントを行う目的、趣旨については十分に書かれていると思う。

【会長】

第１条の冒頭に広陵町自治基本条例に基づくを挿入し、以下の文言はさわらないで原案の意見としてはどうか。

【事務局】

資料５－２については、広陵町自治基本条例に基づくを挿入して原案として採用して法制に確認させてもらう。

【会長】

そのほかに意見、質問はあるか。

【事務局】

第２条（２）エの部分に関してはどうか。

【会長】

これについては特に意見がないので承認ということでもいいのではないか。

【事務局】

承知した。

【会長】

資料４は各審議会の公募委員の現状について細やかに点検した資料である。ブルーの網掛けは担当課としては公募委員を検討していないが、部会としては今後公募委員を入れていくべきだと考える審議会。グレーについては公募委員については現段階では必要ないとする審議会ではあるが、委員会として注文を付けているところもある。例えば、広陵町指定管理者選定委員会があるが、公募委員は不必要だが、行政内部委員だけで決める場合は外部委員からお手盛りととらえられる危険性があるため内部委員を減らすべきだという意見、指摘が出た。

【Ａ委員】

資料４について、真ん中あたりの公募委員数に関しては欄を太字にした方がいいのではないかな。

また、右から三つ目の欄については各部局担当の考えととらえていいのであればその内容がわかるよう明記した方がいいのではないかな。青色の網掛けについては、公募委員について再度検討してほしいということを表示してもらえればと思う。

【事務局】

表記の件に関しては、大きくするところは大きくする。担当部局の見解についても改善して資料としてつけさせていただく。

【会長】

青の網掛けが改善を要するもの、白色の網掛けは現状では問題がなく、グレーが専門性高く、公募にそぐわないものではあるが、指定管理者選定委員会や情報公開審議会等については、別の知見から意見がされていることを当局に伝えていただきたい。また青色の網掛けはそれなりのアクションを起こしていただく必要がある。専門的な知見が必要なので、公募を入れることができないとよく説明されるが、専門的知見で審議される委員と専門的知見で審議されるのを拝見する委員と二通りあっていいと思う。すべてが専門的知見の委員だけで議論されることを容認するものではないという意見が多かったと思うのでこのことも担当部局に伝えてほしい。

【事務局】

承知した。

【会長】

続いて条例周知部会の説明をお願いします。

・条例周知部会での提言案の報告及び意見交換

※事務局及び部会の代表より資料に沿って説明。以下主な意見、質疑応答

【会長】

これについて何かアドバイス、ご意見があればお願いしたい。計画推進部会のアイデアで、条例周

知部会にも関係のあるアイデアがあった。計画推進部会にクレジットの提言があるが、条例周知部会にとってインパクトのある提案である。クレジットという言葉はわかりにくいかもしれないが、登録商標と考えてもらえればと思う。町民とワークショップしようとなった場合に自治基本条例第何条に基づく事業だと入れることが大事であり、行政の事業においても、自治基本条例第何条に基づいて実施すると必ず説明書の中に入るよう訓練してほしい。そうすることで行政内部にも周知徹底が図れ、住民さんに向けても、この催しが条例の何に関係しているのかわかってもらえる。宝くじの助成金もらった時に広報活動するようなこともクレジットである。これについては、行政側にどれくらい実行できるか聞いてみたい。

【事務局】

進めていかなければならないと思っている。行政に提言いただく内容としては非常に苦しいと感じるが、訓練していかなければ進んでいけないので、推進会議の提言の力を借りて全庁的に取り組みをしていきたい。K委員からわかりやすい名称や表現ということで、まちラボ、まちプレと話をいただいたが、自治基本条例という文言は非常に難しいと感じられるので、サブタイトル的なものとして意見をいただいている。推進会議の皆さんとわかりやすい形を検討しながら行政内部に広げていきたい。

【副会長】

周知部会の話では、条例に使われている文言自体もかなり難しく、身近ではなくわかりづらいということで、まちラボ、まちプレといったやわらかい言葉、インパクトがあるアイコンをホームページに載せてみてはと話があった。その流れで行くと、クレジットとして条例何条と書くとアレルギーをおこすと思うので、SDGsのようなマーク的なものを作ってみてはということが周知部会の話の流れであった。単純に何条とつけるだけでなく、条例の分類わけをしてマークを考えていく必要があると感じる。

【会長】

これについては一人ずつコメントをいただきたい。

【C委員】

なじみやすいマークをつけたらわかりやすいと思う。住民さんはなかなか自治基本条例を見ようとする人は少ないと思う。条例を見て、自分が何にかかわれるのかなというような方は数人だと思うのでわかりやすいロゴはいいと思う。

【D委員】

同じような意見である。ホームページを見て条例について情報を得ようとしたときに、まちラボという表示があれば、情報にたどりつきやすくなると思う。クレジットについては文字で書くのはいいと思う。真美一まちづくり協議会の資料作成については、まちづくりの補助金を使っていることを明記しており、文字だけでなくマークもあればということだが、自治基本条例に関するマークを作っているところはあるのか。

【E 委員】

皆と同じような意見である。自治基本条例という言葉が周りの人でも何それという人が多い。クリックするところが分かりやすく、興味がわくような感じだと押してみようと思う。

【F 委員】

自分たちでも参加できるんだと全面に押し出せるようなアイデアあればと思う。自治基本条例が住民参加を呼び掛けているんだという意識がない。それが一般市民の認識だと思う。

【G 委員】

クレジットのお話はいいなと感じた。自治基本条例は言葉が難しく、漢字だらけのところは子どもは読まないと思う。ひらがな、カタカナでみんなが興味を持つような感じのものができたらいいなと思う。

【会長】

子ども版の自治基本条例をつくったらどうか。

【B 委員】

日本国憲法を関西弁で書いているものがあり、『してはならない』を『あかんねん』に変換していて面白いと思う。参画と協働という言葉にしても、子どもにも直感的に理解されやすい言葉にする必要がある。

【事務局】

以前にも自治基本条例をわかりやすくということで見開きのパンフを作っているのですから活用していただければと思う。

【会長】

以前のパンフレットのようなわかりやすい版だけでなく、子ども版自治基本条例には子どもからも入ってもらい、担い手になってもらうという能動的な意味があるので、パンフレットとは別物として作った方がいいという判断である。

【事務局】

これらについては手探りながらに進めていきたいと思う。次の段階に入っていくためにも、皆さんと一緒に考えさせていただかないと進んでいけないのでお力を貸していただきたい。

【会長】

先ほどご了解いただけた次なるステップの作業が出てきているがどの部会がしていくのがいいだろうか。計画推進より、周知部会の方がフィットしていると思う。一回関西弁で原案を作ってみてはどうか。基本的には周知部会で考えて、計画推進はアドバイスをするような感じで進める方向性でいいと思う。できるだけ中学生までの子どもにわかるように、漢字を減らしたり、参画協働の難しい定義もわかりやすく説明するようにしていく必要がある。みんなで楽しいまちをつくろうや、そのための条例やでというようにしていけば面白い。計画推進からも一言ずつお願いしたい。

【B 委員】

基本的には条例で使っている言葉は難くて日常的にはあまり使わない言葉なので、もう少し町民向けの条例であるならば、難しいとは思いますが日常的な言葉に置き換えた方がいいと思う。

【H委員】

条例を始めて見たときはあまり具体的なイメージがわからなかった。ストーリーの中に条例を入れ込んだら、子どもたちをはじめ皆が理解しやすいと思う。

【A委員】

先ほどの説明でまちラボ、まちプレについても話していたのでその話も提言に明記してもいいのでは思う。2 ページ目の中段あたりに、行政がすることとして共有するとあるが、行政は積極的に提供いただくという表現の方がいいと思う。また、支援についてはどういった支援を考えているのか。

【I委員】

町内でやっているイベントのらみっけは非常に人気があると感じる。若い人たちが考えるタイトルは興味を示すようなものが多いので、自治基本条例もわかりやすいタイトルをつければ興味を示してくれるのではないかな。また、出前講座は何年生を対象にしているのか。マクドナルドが日本に進出した時のターゲットは子どもだと聞いたことがある。子どもが行くところには必ず親が来るので、子どもが大きくなった時に次の世代につなげていくのが戦略だと聞いたことがある。今の間に子どもたちに、広陵町は素晴らしいところだと伝えていくことも大事だと思う。

【J委員】

とんどのような広陵町に残っている伝統的なことも自治基本条例に共通する何かがあると思う。そういうことを掘り起こしたら、高齢者にもわかりやすいような何かがあると思う。子どもたちに考えていただくことも大事だが、多世代の方に引き継いでもらう大事なこともあると思うのでいろんな視点で周知していきたい。

【会長】

続いて資料3について審議いただく。

・提言書（案）について

※事務局より資料に沿って説明。

（事務局）

資料3は3月に実際に町長に提言書として提出するたたき台であり、内容に関しては1 ページ目に、部会に分かれて深く議論してきたことを記載している。次に検討の経緯ということで、資料1、2にも記載していた内容協議に至った経緯を記載しており、2、3 ページには資料1、2の提言内容を記載している。続いて4 ページには委員の構成、推進会議の開催状況を載せております。最後に5 ページ目には各部会の実施日時、協議いただいた内容、会議の様子を記載している。

【会長】

両方の部会発表後に修正の意見はなかったと思うのでこちらについてはこのとおりでいいか。

【B 委員】

委員構成のところは会長・副会長はそのままでもいいと思うが、それ以外は五十音順でもいいのではないかな。

【会長】

区分選出基盤が条例上の順番になっているのであればそれでもいい。設置条例の区分通りであればそれでいいが、五十音順でもいいのではないかな。

【事務局】

委員構成については修正する。資料3に加えて先ほど説明させていただいた、資料4, 5についても提言書につけて町に提言させていただく。

【A 委員】

提言書の細かい点についての意見はどうすればいいのかな。

【会長】

細かい点については後にしていただきたい。資料3の提言書がみんなの意識形成に大きな影響はないかを確認している。特段異議がないので提言書はこの形で提出する。先ほどのコメントの中で質問等あったが、それについて委員が答えた方がいいものは委員から、事務局が答えた方がいいものは事務局から願います。

【A 委員】

パブリックコメントの提言内容について、各部局でバラバラかつその運用に差異があることが分かったと現状を具体的に書いた方がいいのではないかなと思う。資料4に関しては着目すべき審議会等については青色にマークしていることを提言に入れた方がいいのではないかな。

【副会長】

周知部会の提言についてA委員は行政がすることとしての共有、提供という言葉に気にしていたと思うが、その言葉選びに関しては部会でも気にしていたところで、議論するために情報を行政からいただく分に関しては相互理解の上で情報をいただきたいということから共有という言葉を使っている。町民が提供というのは、情報を一方的に提供してもらうという意味合いからこの言葉を使っている。ともに同じ情報を分かち合い、理解しあうのか、なんでもいいから情報はどんどん出していただくのかで使いわけをした。この文言については部会ではこだわって作ったところである。

【A 委員】

字面だけ見ると共有するとなっており、行政から提供いただかないとわれわれは共有できないと思う。

【副会長】

提供したうえで、相互理解することが共有という意味である。

【A 委員】

行政から町民に情報を提供してから共有するのではないかな。

【D 委員】

町民からの意見も行政の方で吸い上げてお互いに情報を共有する意味合いで書いている。

【会長】

この文言は変える必要はないでいいのではないかな。

【A 委員】

町民が行う自主的な活動に対し支援とあるが、どのような支援なのか。

【副会長】

活動に対する様々な支援のことを指す。

【A 委員】

人、もの、カネなどいろんな支援のことを指すのであれば、様々な支援と書くべきである。

【B 委員】

支援は様々な体系があるからそのままでもいいと思う。資金の支援や人的支援などいろいろあるが、総括すれば提言書の段階では支援のみの表記でいいのではないかな。

【会長】

むしろ具体性に踏みこまない方が幅広い解釈ができるのでこのままにしておいた方がいい。原案のとおりで提言書も確定させ、付属資料は計画推進部会の資料 4、資料 5 もつけて提言に向かう。続いてその他について事務局の説明をお願いする。

4 その他

【事務局】

令和 7 年度は条例見直し時期になるので、4 月 5 月頃に見直しにむけて推進会議を開く。最終は 3 月議会で報告させていただくので、逆算すると、2 月頃には確定したものを町長に答申する。それから逆算していくと資料の通り非常にタイトなスケジュールになる。委員の任期が本年の 1 1 月 2 9 日までになるが、この見直しに当たって、皆さんの任期を延長させていただきたい。皆さんと一緒にたくさんの意見をいただきながらこれまで進めて来たので見直しにあたっても、令和 8 年 3 月末まで延長させていただきたいと考えている。

【会長】

この場で都合が悪いという人は会議後、事務局に申告願いたい。

【A 委員】

条例見直しに関しては町長から諮問しないといけないのか。

【事務局】

審議会でお話しいただくという形で町長からの諮問が必要である。

【会長】

審議会は包括的な諮問を受けた場合、主体的にやっていかないといけないが、細やかな諮問をされると仕事はしやすい。行政側に裁量権があるから諮問するかは行政側にゆだねるが、基本は諮問いただいて、答申を出すのが一番ベーシックである。

最後にもう一度言わせてもらいたい、行事をやるときは条例第12条、第20条に基づいてやっているとクレジット入れればアピールをすることができる。また生涯学習講座するときも第20条の生涯学習のまちづくりのためにすすめているとクレジットを入れた方がいい。職員研修するときも、第24条の3項に基づく職員研修ですとはっきり公文書に入れていくことが大事である。市民、職員に向けてもこの条例は規範であることを訴えていく必要がある。総合計画については第25条に基づく総合計画であること、町長の予算の公表は第27条2項に基づく公表であること、広報誌の発行は第31条に基づいていることを明記していかなければならない。そうしていくことでどこでも条例を目にすることができる。また、行政側の成熟度に応じて、第29条の公益通報制度、第30条2項の苦情対応についても今後考えていかなければならないと思う。公益通報制度で外部機関を置く気があるのか、置くならどうすべきかしかるべき委員会に諮って踏み込みする必要があると思う。第29条に明記されているので、内部通報はできるということなので内部機関がどこなのか職員に周知しないといけない。さらに公平委員会との関係も整理し、職員研修においても知らしめていくことがこれからの検討課題である。

*** 出前講座**

事務局から別添資料に基づき説明。以下、概要と参加いただいた委員の感想、主な質疑応答。

【概要】

- ・自治基本条例に関する出前講座である。
- ・今年度は全小学校区に出前を実施したが、真美一小では真美一まちづくり協議会の方に、北小では条例周知部会の方に、西小では計画推進部会の方に一緒に授業に出向いてもらい、話をしていた。
- ・来年度以降は小学生からステップアップし、中学生にも出前講座を実施したいが、その際には推進委員の皆さんも授業と一緒に出向いていただきたい。

【K委員】

私自身北小出身で、役場で今回出前講座がある話を聞き参加させてもらった。自分自身、まちづくりとして箸尾で去年初めてイベントをしてそのお話もさせてもらい、自分がお手本になって子どもたちに説明するのは大事だと感じた。スライドもわかりやすく、ワークの時間もあって、子どもたちも自分たちで何ができるか考えて発表していてわかりやすい授業だと感じた。先ほども委員から意見があったようにストーリーに条例を落とし込んだら子どもにも入っていきやすいのではと感じた。

【A委員】

西小学校の出前授業に行かせてもらい、1限目は2クラス、2限目は3クラス合同で授業をした。

私自身自治会長として地域の取り組みの話や、地域の関わりを意識してもらうことは大事だと思いいそのような話をさせてもらった。小学校は5つ全てやったということだが、中学校にも広げてもらって、グレードアップしたものもやっていけたらと思う。その際には私たちも参画できるところは一緒にやっていきたいと思う。

【質疑応答】

(I 委員)

出前講座は何年生を対象にしているのか。

(事務局)

対象は小学生高学年である。今年度は真美一小、真美二小、北小は6年生に、西小、東小では5年生を対象に授業を行った。

(会長)

他に質問はあるか。質問がないようならこれで第9回自治基本条例推進会議を終了する。

5 閉会

(以 上)